

## 平成30年第4回江差町議会定例会資料

資料1：江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P	1
資料2：災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P	2
資料3：江差産ニンジン活用促進対策事業の概要【議案第3号関係】	…P	3
資料4：道の駅管理（電話ボックス解体撤去）の概要【議案第3号関係】	…P	4
資料5：江差町文化会館大ホールスクリーンバトン交換修繕の概要【議案第3号関係】	…P	5
資料6：定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表	…P	6
資料7：固定資産評価審査委員会委員の選任について【同意第1号関係】	…P	9
資料8：平成30年度国・道への要望等状況一覧(平成30年9月1日～平成30年11月30日)	…P	10

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかか該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学 (旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学を含む。) において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかか該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学 (旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学を含む。) において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <hr/> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(職員)</p>

災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>江差町災害弔慰金の支給等に関する条例 (災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順位とする。<u>ただし、兄弟姉妹にあつては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者で、死亡した者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順位とする。</p> <p>ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母 カ <u>兄弟姉妹</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>_____災害弔慰金の支給等に関する条例 (災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順位とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順位とする。</p> <p>ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母 (新設)</p> <p>2～4 (略)</p>

## 江差産ニシン活用促進対策事業の概要

<所管課:産業振興課>

### <補助事業>

事業費:500千円

事業主体:江差町観光まちづくり協議会

【補正財源構成】 一般財源:500千円

### 事業の必要性

檜山管内では、ニシンの種苗放流を継続して行っており、平成29年2月には町内えびす浜において104年ぶりの群来が確認された。また、本年のニシンの水揚げは約2.9トンで、昨年(0.8トン)の約3.6倍に達するなど今後も資源の増大が期待されている。

江差の前浜で漁獲されるニシンは、ほとんどが生鮮で流通しており、ストックされていないことから、江差町観光まちづくり協議会が取り組む年間を通して江差町内の飲食店や町のイベント等に供給できる体制を整備したいというニーズに対応できない状況にある。

このため、平成29年度事業において、江差産ニシンを冷凍保管・管理し、年間を通して供給してきたところであるが、今年度も引き続きニシンを供給できる体制を整備することにより、様々な用途への活用が促進され、江差産ニシンの地産地消が図られる。

ニシンの主な漁獲時期は1～3月であることから、この時期に年間を通して利用する江差産ニシンを確保できるよう予算措置を講じるものである。

### 事業の概要

#### ■内容

・江差町観光まちづくり協議会が江差産ニシンを年間を通して町内の飲食店や町のイベント等に供給できる体制を整備するために必要な経費を補助(ニシン1トン1年間の冷凍保管料・管理手数料)

#### ■実施予定

1月～3月



【江差産ニシン(H29.2)】



【海藻に産み付けられた卵】



【104年ぶりの群来】

(H29.2.26江差町えびす浜)

## 道の駅管理（電話ボックス解体撤去）

## ■道の駅電話BOX解体撤去工事

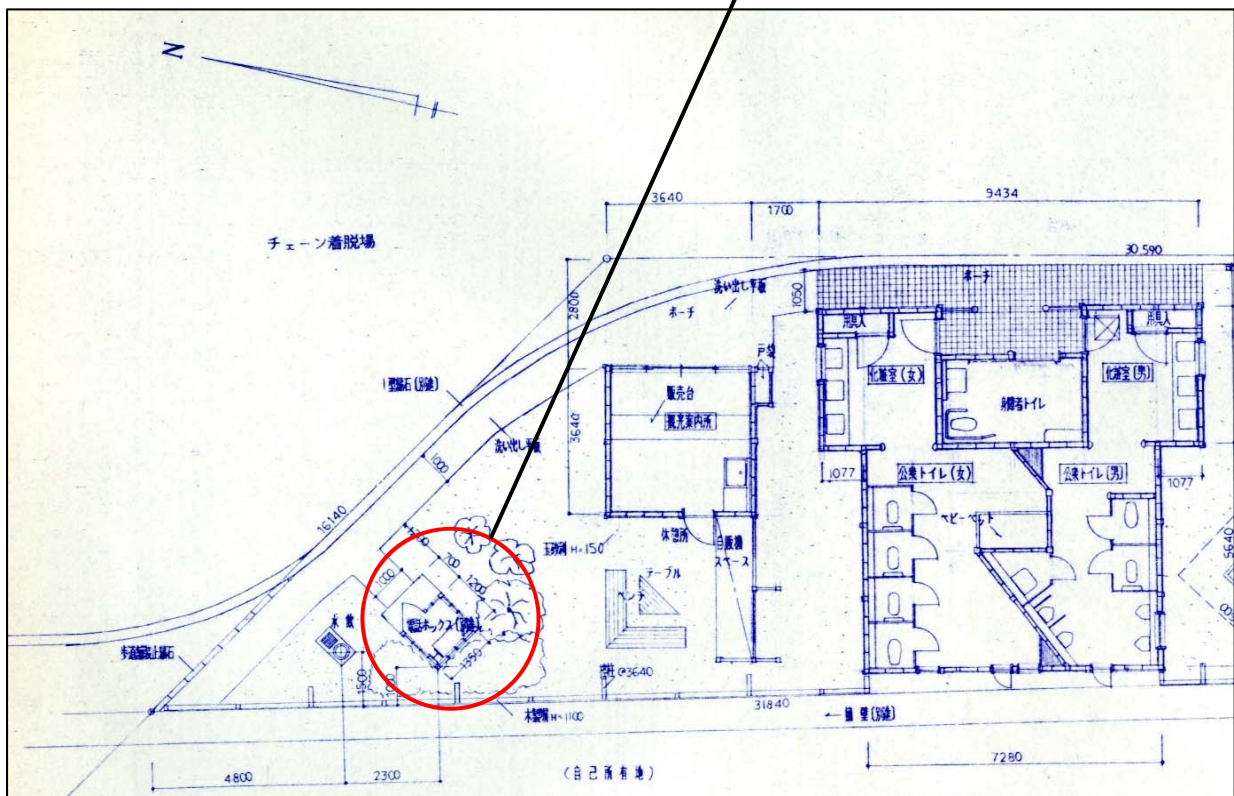
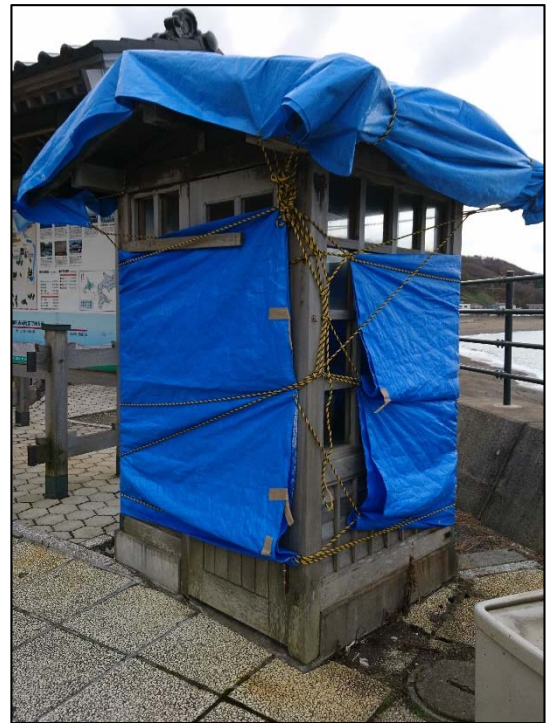
道の駅オープン以来設置されている木製電話BOXについて、老朽化したため解体撤去するもの。なお、電話機能は道の駅敷地内に移設済。

## ■工事概要

- ・道の駅電話BOX解体撤去  
（上物及び基礎部材の撤去）
- ・撤去後敷地の整地～1.62㎡  
（洗い出しタイル、舗装他）

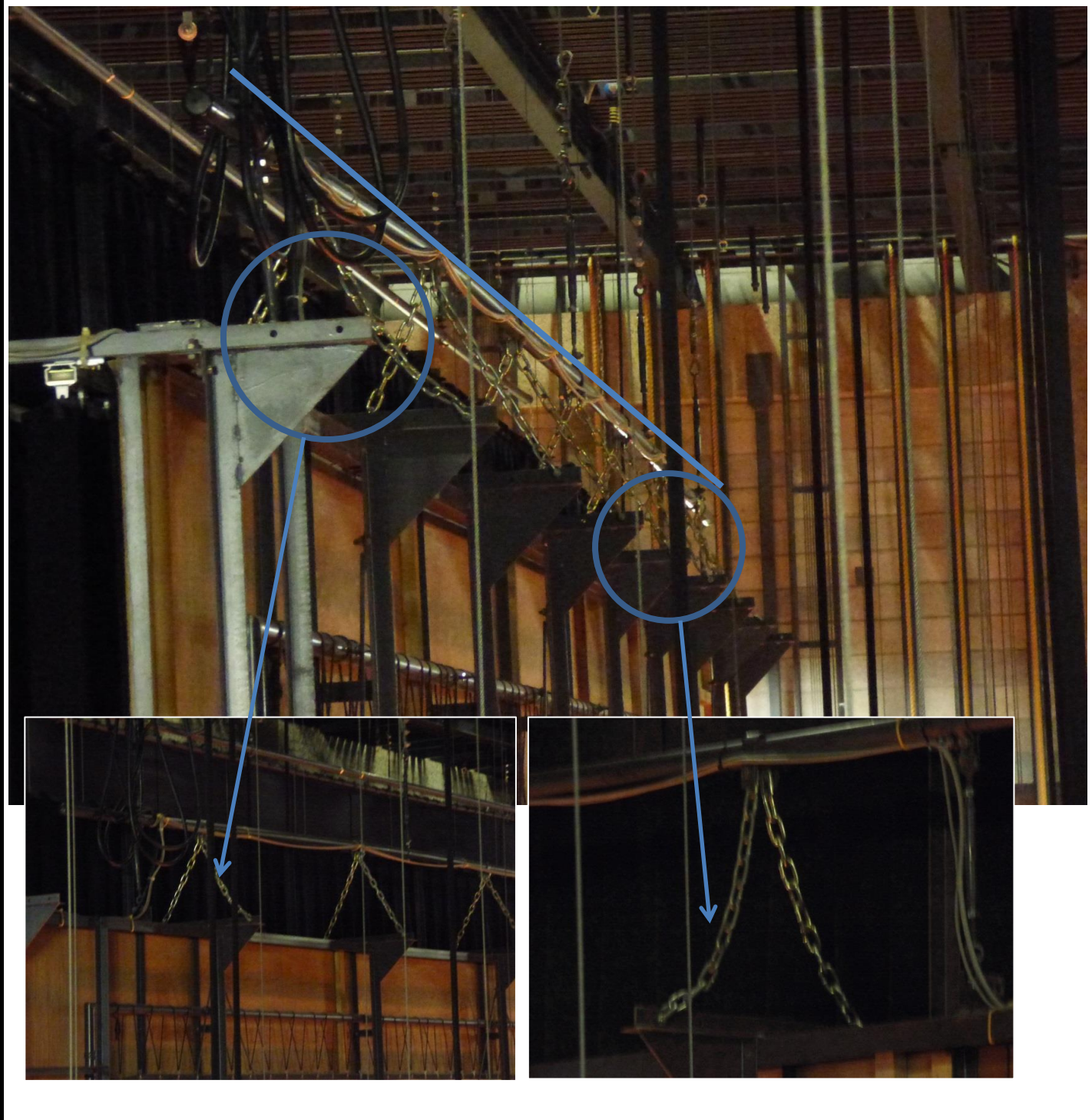
## ■事業費

- ・648千円



## 江差町文化会館大ホールスクリーンバトン交換修繕 説明資料

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課
事 務 事 業 名	江差町文化会館大ホールスクリーンバトン交換修繕
事 業 実 施 場 所	江差町文化会館大ホール
総 事 業 費	810千円
修 繕 箇 所 内 容	<p>【大ホール スクリーンバトン】 江差町文化会館大ホールに設置されているスクリーンバトンについて歪みが生じている。 H30.9.6に起きた北海道胆振東部地震の後、舞台の安全確認の為、文化会館に設置している吊りもの点検を行った際に、バトンを吊るしているチェーンの一部について弛みが生じており、結果バトンにも歪みが生じている。</p>



定住自立圏の形成に関する協定書 新旧対照表

現 行		変 更 案	
別表第1 (第3条、第4条関係)			
ア 広域医療体制等の充実			
広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリ導入_____をはじめとした各種事業に取り組む。	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
医療従事者の確保・養成	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・養成に取り組む。	圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・養成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業において中心的な役割を担う。	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業に取り組む。	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業に取り組む。

※ \_\_\_\_\_が変更部分

変 更 案

現 行

イ 産業振興

イ 広域観光の推進

プロモーション活動の実施	取組の内容	圏域が協働し、国内外に対する観光PRイベントをはじめとした各種プロモーション活動等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、イベントおよびプロモーション活動等の企画・実施において中心的作用を担う。
	乙の役割	甲と連携して、イベントおよびプロモーション活動等に取り組む。
滞在型観光促進に資する観光メニユーの開発	取組の内容	圏域内での周遊性を高め、滞在日数の増加を図るための観光メニユー開発等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体等とも連携して、地域資源を活かした観光メニユー等の開発において中心的作用を担う。
	乙の役割	甲と連携して、地域資源を活かした観光メニユー等の開発に取り組む。

広域観光の推進	取組の内容	圏域が協働し、国内外に対する観光PRイベントをはじめとした各種プロモーション活動等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、イベントおよびプロモーション活動等の企画・実施において中心的作用を担う。
	乙の役割	甲と連携して、イベントおよびプロモーション活動等に取り組む。
滞在型観光の促進	取組の内容	圏域内での周遊性を高め、滞在日数の増加を図るための観光メニユー開発等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体等とも連携して、地域資源を活かした観光メニユー等の開発において中心的作用を担う。
	乙の役割	甲と連携して、地域資源を活かした観光メニユー等の開発に取り組む。
地場産業の育成	取組の内容	圏域内の地場産業の育成を図るため、販路開拓支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、地場産業の育成を図るための各種事業において中心的作用を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における地場産業の育成を図るため、甲の実施する事業の周知や各種事業に取り組む。

※ \_\_\_\_\_が変更部分



現 行

別表第2（第3条、第4条関係）

ア（略）

イ 基幹道路等ネットワーク整備の促進

圏域内における交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内における効率的な交通ネットワーク形成に向け、高規格道路等、交通インフラ整備促進のための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、高規格道路をはじめとする圏域における幹線道路網の整備促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における効率的な交通ネットワークの形成に向けた各種事業に取り組む。

ウ 国際化の推進

圏域における国際化の推進	取組の内容	圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、国際化施策に関する情報提供や各種事業の取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。

変 更 案

別表第2（第3条、第4条関係）

ア（略）

イ 道路等の交通インフラの整備

圏域内における交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内における効率的な交通ネットワーク形成に向け、高規格道路等、交通インフラ整備促進のための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、高規格道路をはじめとする圏域における幹線道路網の整備促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における効率的な交通ネットワークの形成に向けた各種事業に取り組む。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

圏域における国際化の推進	取組の内容	圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、国際化施策に関する情報提供や各種事業の取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。

別表第3（第3条、第4条関係）

ア 人材育成等

職員等の合同研修等の実施	取組の内容	圏域内市町職員等の資質の向上を図るため、合同研修等をはじめとする各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内市町職員等の資質向上に資する各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内市町職員等の資質向上を図るための各種事業に取り組む。

別表第3（第3条、第4条関係）

ア 人材育成等

職員等の合同研修等の実施	取組の内容	圏域内市町職員等の資質の向上を図るため、合同研修等をはじめとする各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内市町職員等の資質向上に資する各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内市町職員等の資質向上を図るための各種事業に取り組む。

※ \_\_\_\_\_が変更部分

## 江差町固定資産評価審査委員

氏 名	わか はま ひろし 若 濱 博	
生年月日	昭和 23 年 5 月 2 日生 (70 歳)	
住 所	江差町字陣屋町 308 番地 48	
最終学歴	法政大学法学部法律学科卒業	
主な職歴	昭和 42 年 4 月	江差信用金庫職員
	平成 5 年 7 月	江差信用金庫常勤理事
	平成 18 年 6 月	江差信用金庫常務理事
	平成 23 年 6 月	江差信用金庫専務理事
	平成 27 年 6 月	退職
公職歴等	平成 21 年 12 月 11 日 ～平成 27 年 12 月 10 日	江差町固定資産評価審査委員(1～2期)
	平成 28 年 1 月 1 日～現在	江差町固定資産評価審査委員(3期)

【平成30年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成30年9月1日から平成30年11月30日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会	<p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道整備における「木古内・江差間」の早期事業着手について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路予算の総額確保及び補正予算の早期編成</li> <li>○北斗茂辺地IC～木古内IC（仮称）間の整備促進</li> <li>○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について</li> </ul> <p>(※函館市長が会長を務める道南道路4期成会による中央要望行動と連携)</p>	<p>国会議員 財務省 財務省主計局 国土交通省 国土交通省道路局 国土交通省北海道局</p>	<p>11月7日 (要望書提出) (東京都)</p>
檜山地域振興協議会	<p>■檜山圏域活性化推進の懸案事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な交通網の確保等</li> <li>・道路予算の総額確保及び補正予算の早期編成</li> <li>・老朽化対策予算の別枠確保</li> <li>・冬期交通確保のための除排雪の充実及び予算の確保</li> <li>・高規格幹線道路「函館・江差自動車」の早期着手</li> <li>・地域高規格幹線道路「渡島半島横断道路」</li> <li>・国道227号、国道228号、国道229号、国道277号の整備促進等・道道等整備</li> <li>・地方港湾「江差港」、「奥尻港」、「瀬棚港」の整備促進</li> </ul>	<p>国会議員 財務省 国土交通省道路局 国土交通省北海道局 国土交通省港湾局</p>	<p>11月27日 (要望書提出) (東京都)</p>